

# 短期入所施設「たかすの華」 重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恵母の会
代表者名	理事長 宇野 隆夫
所在地・連絡先	所在地：岐阜県海津市平田町野寺 1092 番地 1
	連絡先：TEL0584(60)0017 FAX0584(60)0027
その他のサービス事業	地域密着型特別養護老人ホーム「かいさいの華」 地域密着型特別養護老人ホーム「たかすの華」 小規模多機能型居宅介護「かいさいの華」

## 2. 事業所の概要

事業所名	短期入所施設「たかすの華」
所在地・連絡先	〒503-0651 岐阜県海津市海津町平原 318 番地 2
	TEL 0584(52)0086 FAX 0584(52)0087
管理者名	深水 富美笑
開設年月日	平成 28年 3月 27日
指定事業所番号	2172200608
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
通常の実施地域	海津市・養老町・安八町・輪之内町・羽島市

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供し、在宅生活を支援します。「住み慣れた地域で、見慣れた景色の中なじみの人達に囲まれながら、いつまでも安心して暮らしていきたい」という思いに寄り添い介護してまいります。
施設運営の方針	要介護状態又は要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

## 4. 施設の概要

### (1) 敷地及び建物

敷地面積	1880.92㎡
建物構造	木造（軸組工法）2階建 耐火建築物
建物延べ床面積	1476.83㎡（1F 754.72㎡・2F 722.11㎡）
利用定員	17人

## (2) 居室

設備の種類	特別養護老人ホーム	ショートステイ
個室	1室 16.31 m <sup>2</sup>	1室 14.76 m <sup>2</sup>
多床室	7室 46.74 m <sup>2</sup> ～52.28 m <sup>2</sup>	4室 46.74 m <sup>2</sup>
機能訓練・食堂	93.49 m <sup>2</sup>	60.22 m <sup>2</sup>
看護室・静養室	19.42 m <sup>2</sup>	19.42 m <sup>2</sup>
相談室	11.74 m <sup>2</sup>	9.57 m <sup>2</sup>
浴室	47.82 m <sup>2</sup>	
厨房	32.32 m <sup>2</sup>	

## 5. 職員体制（主たる職員）

※ 契約時 員数

従業員の種類	員数	区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
生活相談員	2		2		
介護支援専門員	2	1		1	
介護職員	( )	( )	( )	( )	( )
看護職員	( )	( )	( )	( )	( )
機能訓練指導員 (看護職員と兼務)	( )	( )	( )	( )	( )
医師	1			1	
栄養士	1			1	

## 6. 職員の勤務体制

従業員の種類	勤務体制
施設長	日勤 9:00～18:00
生活相談員	日勤 9:00～18:00
介護職員	早番 7:00～16:00 日勤 9:00～18:00 遅番 12:00～21:00 夜勤 16:30～翌 9:30
看護職員 (機能訓練指導員)	日勤 9:00～18:00 8:30～17:30
医師	週1日

## 7. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約	ご利用の予約は、随時受付けております。

## 8. 緊急時の対応

利用者の急変及び事故発生の場合は、事前の打ち合わせの通り速やかに主治医、協力医療機関への連絡・報告・相談します。場合によっては、消防署などに対し救急車の手配、緊急時には主治医、協力医療機関への連絡・報告・看護師への連絡は24時間対応できる体制を整備しています。

## 9. 身体拘束その他行動制限について

### \*身体拘束等の禁止\*

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法（以下「身体拘束等」とする。）により利用者の行動を制限しません。

### \*緊急やむを得ない場合の検討\*

事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、以下の要件を満たす状態で、緊急かつ他に方法がない場合等やむを得ない場合、「身体拘束委員会」にて検討会議を行い、該当する場合は身体的拘束等その他利用者の行動を一時的に制限する行為を行うことがあります。

- ① 利用者が、他の利用者の生命又は身体に危害を加える恐れがあると事業所が認めたとき
- ② 利用者が、自らを傷つける恐れがあると事業所が認めたとき
- ③ ベッド、車椅子等よりの転落等により、利用者自らに大きな損害を生じかねないと事業所が認めたとき

### \*身体拘束を行う場合の手順\*

- ① 利用者及びその家族に対し、身体拘束等に関する十分な説明を行い、承諾を得ます。
- ② 身体拘束等を行う場合には、利用者及びその家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。
- ③ 事前に身体拘束等についての説明がなされている場合であっても、実際に身体拘束等を行う時点で、必ず個別に説明を行います。
- ④ 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況等の経過を記録します。

### \*再検討\*

事業所は身体拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「身体拘束委員会」にて、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

## 10. 施設サービスの内容

- (ア) 食事：栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
- (イ) 排泄：利用者の状況に適した排泄の介助を行います。
- (ウ) 口腔：食後の口腔内の保清に努めます
- (エ) 入浴：週2回の入浴又は清拭を行います。
- (オ) 整容：清潔な日常生活を送るための配慮をします。
- (カ) 機能訓練：機能訓練指導員による機能訓練を行い生活機能の維持・改善に努めます。
- (キ) 健康管理：常に利用者の健康状況に注意し、必要に応じて適切な措置をとります。
- (ク) 趣味活動：創作、レクリエーション等参加しやすいメニューを企画します。
- (ケ) 送迎：事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
- (コ) 相談・助言：利用者及び家族の介護に関する相談助言を行います。

11. 利用料金

平成 29 年 4 月 1 日 改正

介護予防 保険料自己負担分	<個室> 介護料			<多床室> 介護料		
	負担割合	1日分	負担割合	1日分		
	要支援 1	1割	433円	要支援 1	1割	438円
		2割	866円		2割	876円
	要支援 2	1割	538円	要支援 2	1割	539円
		2割	1,076円		2割	1,078円

介護保険料自己負担分	<個室> 介護料			<多床室> 介護料		
	負担割合	1日分	負担割合	1日分		
	要介護 1	1割	579円	要介護 1	1割	599円
		2割	1,158円		2割	1,198円
	要介護 2	1割	646円	要介護 2	1割	666円
		2割	1,292円		2割	1,332円
	要介護 3	1割	714円	要介護 3	1割	734円
		2割	1,428円		2割	1,468円
	要介護 4	1割	781円	要介護 4	1割	801円
		2割	1,562円		2割	1,602円
	要介護 5	1割	846円	要介護 5	1割	866円
		2割	1,692円		2割	1,732円

送迎（希望者のみ）	片道 1割 184円
	片道 2割 368円
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	1割（Ⅰ）4円/日 ・（Ⅱ）8円/日
	2割（Ⅰ）8円/日 ・（Ⅱ）16円/日
夜勤職員配置加算	1割 13円/日
	2割 26円/日
医療連携強化加算（該当者のみ）	1割 58円/日 2割 116円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （該当者のみ）	1割 200円/日
	2割 400円/日（7日間上限）
緊急短期入所受入加算 （該当者のみ）	1割 90円/日
	2割 180円/日（7日間上限）
長期利用者（30日超利用）減算	1割 -30円/日 2割 -60円/日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	保険対象利用料金の8.3%の金額/月

その他の料金	居住費（滞在費）	個室 1,150円/日 多床室 840円/日
	食事の提供	1食につき 朝食 300円 昼食 550円 夕食 530円

自費サービス料 日常生活用品等	日常生活費	200円/日
		洗濯代 100円/日 タオル・おしぼり等 50円/日 娯楽・嗜好費 50円/日 理美容代 当日直接清算

※上記記載の料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、厚生労働大臣が定める基準が変更された場合はそれに準じるものとします。

※通常の送迎の実施地域区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  
事業実施地域を越えた地点から 1kmあたり 50円を徴収する。

※料金の支払い

当月のサービス内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を請求書に添付して

- ・翌月 20 日までに送付またはお届けする。
- ・利用料は原則として口座振替でお支払いいただくこととする。(すべての金融機関：翌月 28 日振替)

## 12. キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	実費相当額
利用開始当日	実費相当額
利用開始日前 17 時まで	無料

## 13. 相談等申立先

事業所 相談窓口	TEL 0584-52-0086 生活相談員 深水 富美笑
法人 総合相談窓口	TEL 0584-52-0086 施設長 深水 富美笑

<公的機関の相談窓口>

西濃地域振興局 福祉課	住 所	大垣市江崎町 422-3
	電 話	0584-73-1111
	受付時間	9:00~17:00
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課	住 所	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号
	電 話	058-275-9825
	受付時間	9:00~17:00

<その他機関の相談窓口>

海津市高齢介護課	住 所：海津市海津町高須 515	TEL：0584-53-1145
大垣市役所高齢介護課	住 所：大垣市丸の内 2-29	TEL：0584-81-4111
安八郡広域連合	住 所：安八町中須 410-1	TEL：0584-63-2050
養老町役場健康福祉課	住 所：養老町高田 798	TEL：0584-32-1105
羽島市役所高齢福祉課	住 所：羽島市竹鼻町 55 番地	TEL：058-392-1111

## 14. 協力医療機関

医療機関の名称	寺倉医院 院長 寺倉 利勝
住 所	海津市平田町幡長 565
診察科目	内科
医療機関の名称	高須歯科
住 所	海津市海津町高須町 1187-1
診察科目	歯科

15. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間(10:30～18:00)を遵守し、その都度職員に届出てください。来訪の際には、必ず来訪者ノートに氏名の記入と手指消毒をお願いします。 来訪者が付き添いで宿泊される場合には、許可を得てください。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙 及び 飲酒	施設内での喫煙 及び 飲酒はお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動 営業活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動など営業活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

16. 写真の利用

当施設利用の際に撮影された写真について、当施設発行の新聞等に掲載させて頂くことがあります。

写真の利用を許可する 可 ・ 否

平成 年 月 日

サービスの提供に当たり、重要な事項の説明を行いました。

所在地 岐阜県海津市海津町平原 318 番地 2  
事業所名 短期入所施設 「たかすの華」

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人 続柄( )

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)